

## 甲南大学知的財産ポリシー

平成 19 年 3 月 23 日

甲南大学は、「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重して各人の天賦の特性を伸長させる」という学園建学の教育理念を現代に生かし、教育研究活動のいっそうの充実に努力している。さらに、甲南大学は、研究成果や知的活動を通じて社会還元、産官学の連携をすすめていくことも重要な使命であると考え、その実行のために平成 16 年 4 月にフロンティア研究推進機構を設立した。平成 18 年度の中期経営計画でも、独創性溢れる研究・社会貢献活動の展開として、建学精神に根ざす活発で広範囲な社会貢献活動の推進をあげている。

また、平成 14 年に制定された知的財産基本法において、「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。」と定められている。一方、大学は普遍的な真理および技術に繋がる基盤知の探究の場でもある。主にこの面に研究意欲を持つ研究者にはその活動性を尊重して研究発表のあり方に十分配慮する必要もある。

以上を踏まえ、甲南大学が、社会に対する責務を果たし、研究・教育の成果を社会に還元していくために、発明等の創出と適切な知的財産管理システムの確立に向けた基本的な方針として、甲南大学知的財産ポリシーを策定する。具体的には、本大学（学園）の教職員等が発明等を行った場合における、その発明者としての権利の保障、その成果の社会的活用、学生の知的財産教育への取り組み、および、学術研究の振興について、その考え方を整理し提示するものである。

なお、今後の甲南大学を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、随時、知的財産ポリシーの見直しを行うこととする。

### 1. 発明者としての権利の保障

- (1) 本大学の教職員等が発明等を行った場合、その発明者としての権利を保障し、その成果の社会的活用と保護を図る。そのための発明規定を別途定める。
- (2) 本学園は、教職員等が行った職務発明等にかかわる知的財産権等を承継する。ただし、本学園が承継しないと決定した場合等においては、その限りでない。
- (3) 発明委員会を置き、発明等にかかわる知的財産権等の帰属、取得及びその活用を円滑に行う。
- (4) 本学園は、発明の相当の対価については特許法 35 条 4 項に準拠して、適切な基準を設け、相当する対価を発明者に支払う。
- (5) 発明者であることを特定できる研究ノート等の普及を図り、発明者の権利を保障する。

## 2. 知的財産の社会的活用への取り組み

- (1) 地域や企業に理解され、相互の信頼関係のもとに産学連携が進むような知的財産管理を徹底する。
- (2) 大学の成果は基本的に公表されるものであることに鑑み、管理を過度に厳しくすることによって大学の機能を損なわないように配慮しつつ、法律上適切に管理すべき知的財産等にかかわる成果については、その権利や価値が喪失しないように適切に対処する。
- (3) 大学の財政の実態を見失うことなく、費用対効果を勘案した知的財産管理を実施する。
- (4) 内外の専門家とのネットワークを築き、知的財産に関する訴訟等のリスクを低減できる円滑な知的財産管理を維持する。
- (5) 産学連携に関する利益相反の取り扱いについて検討する。
- (6) 知財関連の契約にかかわるリスク管理に十分配慮する。

## 3. 学生の知的財産教育への取り組み

- (1) 甲南大学生および大学院学生に対する知的財産にかかわる教育を充実し、知的財産について学生の知識を涵養する。
- (2) 知的財産教育のなかで、学生の発明を知的財産化するための支援を行う。
- (3) 産学連携における共同研究等にあたっては、学生の教育と研究に関する権利を最大限尊重し、学生の発明の取り扱い、学生の守秘義務について十分な配慮を行う。

## 4. 知的財産管理による学術研究の振興

- (1) 教職員等に特許出願の意義が理解されるように知的財産の啓発活動を図り、発明意欲の向上に繋がる施策を実施する。
- (2) 社会および産業界で知的財産として活用されることを念頭に、学会・論文発表等、研究成果の発表を実施する。

以上